

論 点

公務員等の氏名

公務員の氏名の開示（公表慣例等）の範囲についてどう考えるか。

懇談会等行政運営上の会合出席者の氏名の公表の在り方についてどう考えるか。

公務員の氏名については、「公にされ、又は公にすることが予定されている」ものを開示している。その範囲は、職員録への掲載や人事情報のマスコミへの提供等の状況に応じて設定されており、各機関で相当異なる。

懇談会等行政運営上の会合出席者の氏名の取扱いについては、特に指針等を策定しているものではなく、懇談会等の性質、審議内容等に応じて対応している。

1 公務員の氏名の取扱い

(1) 国（本省庁）における運用実態

ア 各行政機関において「公にされ、又は公にすることが予定されている」公務員の氏名の範囲は、以下のとおり。

- ・ 課長以上の職員
- ・ 課長補佐以上の職員
- ・ 係長相当職以上の職員
- ・ 行二職員を除く常勤職員
- ・ 常勤職員
- ・ 全職員
- ・・・公安調査庁
- ・・・警察庁
- ・・・法務省、財務省、外務省、文部科学省、農林水産省
- ・・・経済産業省
- ・・・内閣府、厚生労働省、国土交通省、環境省
- ・・・総務省

（注）上記は、第1号イについての原則であって、職務の内容等により他号で不開示となる場合は除く。

イ 「公にされ、又は公にすることが予定されている」の根拠

多くは職員録（独立行政法人国立印刷局発行、自ら発行等）に登載されていることを根拠としており、他に提供又は報道発表している人事異動情報等が考慮されている。

(2) 公務員の氏名の開示・不開示が争われた事例の判決・答申の例

自動車運転手及びアルバイト職員の氏名の不開示を妥当とした例

「自動車運転手の氏名及び印影」部分は、当該運転手の具体的氏名を識別可能とする情報であるが、自動車運転手という職に係る情報ではないし、また、自動車運転手の職務の遂行の内容に係るものではない。

原告は、説明責任及び職務の責任の所在の明確化の観点から、「自動車運転手の氏名及び印影」部分も開示すべきである旨主張するが、法が、説明責任を可及的に尽くすとの観点をも考慮した上、本来個人情報側面をも有する法5条1号の情報のうち、同号ただし書記載の情報のみを例外として開示すべきと規定していることは前記のとおりであって、原告の主張は、少なくとも上記部分が同号ただし書八に該当するかについては採用し難く、同号ただし書イに該当するか否かを検討の際の考慮要素となるに過ぎないものと考えられる。(略)

「自動車運転手の氏名及び印影」が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」ことを直接的に認めるに足りる証拠はなく、(略)市販されている職員録、便覧等の刊行物に北沢税務署の運転手の氏名の記載はないから、本件情報が、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。(略)

本件でその「氏名及び印影」の公開の可否が問題とされている公務員は、運転手であって、専ら自動車運転という事務を行っているに過ぎないのであって(一般職の職務の給与に関する法律別表第一、口備考欄参照)、本件文書中に記載された職務の内容も国民に対し直接的に遂行されたものとは認め難く、そのような職務についてまでこれを行った職員の氏名等を公にすることが予定されていると解すべき根拠は見あたらず、これについて法5条1号ただし書イに該当すると認めるに足りる事情も見あたらぬ。

公務員の氏名は、法5条1号八の「職」及び「職務遂行の内容」に係る情報に該当しないものであるから、アルバイト出勤簿に記載されたアルバイト職員の氏名は、法5条1号ただし書八の事由に該当しないものといわざるを得ない。

(東京地判平15年6月27日、東京高判同11月13日)[北沢税務署長関係]

支払決議書の発議者の印影部分について、法第5条第1号ただし書イの該当性が争われた例

「本件各支払決議書に記録された「発議者の印影」は、発議者の個人に関する情報であって、かつ、印影により同人を識別することができるものである。

したがって、同部分が情報公開法5条1号本文所定の不開示情報に該当することは明らかである。

これに対し、原告は、公金の支払決裁書記載の公務員の氏名を開示しても、一般的には個人のプライバシーを侵害することにはならない上、個々の職員も国民への説明義務を果たすべきであるから、「発議者の印影」部分は同号本文に該当しない旨主張するが、誤った前提のもと、独自の議論をいうものであって、採用することができない。

(法5条1号ただし書イの該当性について)

同号ただし書イは、法令の規定により公にされている情報、例えば、登記簿に登記されている法人の役員に関する情報や不動産の権利関係に関する情報等や、慣行として公にされている情報、例えば、叙勲者名簿、中央省庁の課長補佐担当職以上の者の職及び氏名等に関する情報等は、プライバシー侵害のおそれがあるとしても受忍すべき範囲にとどまるとして、例外的開示情報として規定したものと解される。

このように同号ただし書イにいう「慣行として公にされ」ているとは、慣習として、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていることをいうものと解されるところ、本件各支払決議書の「発議者」の氏名が公刊されている職員録等に掲載されていないことは当事者間に争いのない事実であり、また、他に、公衆に対してこれを公表する慣行、慣習があると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件各支払決議書のうちの「発議者の印影」部分が同号ただし書イ所定の例外的開示情報に該当するということとはできない。

(法5条1号ただし書ハの該当性について)

同号ただし書イ及びハを読み合わせれば、同号ただし書ハは、公務員の職名と職務遂行の内容につき、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報から除外して、当該公務員の個人に関する情報としては不開示とはしないとす一方、当該公務員の氏名は、これとは別に、非公務員の場合と区別することなく、同号ただし書イにより開示の是非を判断することとして規定していると解される。したがって、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に「公務員の個人名」が含まれないことは明らかである。

そうすると、本件各支払決議書のうちの「発議者の印影」部分が同号ただし書ハに該当するということとはできない。

(東京地判平15年9月16日)[防衛庁長官関係]

公務員の氏名は、「個人に関する情報」に当たらないとする主張を棄却した例

「情報公開法5条1号が、上記のような規定の仕方採ったのは、いわゆるプライバシーの概念が必ずしも明確ではなく、その具体的な内容及び範囲は、情報の客

観的内容、個人の置かれた状況、公開される状況等に左右され、価値観によっても見解が分かれることが少なくないことから、客観的に判別の容易な規準に拠ることによって不開示の範囲を明確にし、制度の安定的運用を図る趣旨に出たものと解される(略)また、情報公開法5条1号八には、当該個人が公務員である場合における例外事由が定められていることからすれば、同号にいう「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」には、「公務員である個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を含むものであることは明らかである。

以上のとおり、情報公開法5条1号は、当該個人が公務員であるか否かを問わず、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、同号ただし書のイ、ロ、ハのいずれかに該当するものを除き、一律に不開示とする旨を定めたものと解すべきである。

したがって、公務員の氏名については、情報公開法5条1号の定める「個人に関する情報」に当たらないとの原告の上記主張は、同号の趣旨及び文言に反するものであって採用できない。(地裁)

「公務員の氏名が情報公開法5条1号に規定する「個人に関する情報」に当たることが明らかであり、プライバシー侵害の有無により公開されるべき情報となるものではなく、控訴人の主張によっても、原判決の判断は左右されない。」(高裁)
(東京地判平14年6月14日、東京高判同10月30日)[東京保護観察所長関係]

職員録に登載されていない職員の氏名でもホームページに掲載されていた場合には1号ただし書イに該当するとした答申(再掲)

「諮問庁は、外務省の職員の氏名について、一般に入手可能な財務省印刷局編の職員録には、行政職俸給表(一)における職務の級が6級以上に相当する者の氏名を掲載しているところ、6人の職員については、同職員録に氏名が掲載されているため、法5条1号ただし書イに規定する慣行として公にされているものとして、これらの氏名を開示することとしたが、残りの4人の職員の氏名については、同職員録に氏名が掲載されておらず、慣行として公にされているものではないことから、不開示としている。

本件対象文書を見分した上で調査したところ、氏名が不開示とされている4人の職員は、いずれも当時、職務の級が6級以上であるとは認められず、また、同職員録にその氏名が掲載されていないと認められるので、これら4人の職員の氏名は、一般に、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものとは認められない。

しかしながら、在瀋陽日本総領事館の職員のうち、本件対象文書において担当分

野が領事・査証と記載されている副領事（以下「査証担当副領事」という。）については、平成14年5月14日に行われた中華人民共和国（以下「中国」という。）外交部報道官定例記者会見において、在瀋陽総領事館事件に際し査証担当副領事が職務中に行った行為につき、その氏を明らかにして言及されたという事実が認められ、外務省においても、本件一部開示決定以前である5月17日付けで、当該記者会見の内容等を査証担当副領事の氏名を明らかにしたままで、同省のホームページに掲載していることが認められる。また、同時期に査証担当副領事の氏名が新聞記事等で報道されている。

さらに、本件一部開示決定をした後ではあるが、外務省では、平成14年7月4日付け外務大臣記者会見において「在瀋陽総領事館事件に関する処分」と題する資料を配布し、そこでは、外務省内規による処分者として、査証担当副領事の氏名が、在瀋陽日本総領事館の職員であることを明らかにした上で公表され、その旨を外務省ホームページで公表している事実も認められた。そして、上記の各ホームページの掲載は、現在でも行われている。

以上のような査証担当副領事の氏名の公表状況を踏まえれば、査証担当副領事の氏名は、法5条1号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当するものと認められる。

（審査会答申 15-340「在瀋陽総領事館における館員の氏名と役職名の分かる文書の一部開示決定に関する件」）

2 懇談会等行政運営上の会合における議事の公開のあり方が争点となった判決・答申の例

議事録に発言者の氏名を記載しないという取扱いをするときは、理由を明確にすべきとした判決

「懇談会等行政運営上の会合は、大臣等の行政機関が、行政運営上の参考に資するために、有識者等の参集を求め、その意見を聴取するもので、同一の者に複数回継続して参集を求めることを予定しているもので、本件各検討会もこれに該当するものである。この種の会合は、行政上の施策の審議を行う行政機関としての審議会とは異なるものであるが、審議会の委員と同様に学識経験等を有する有識者であって、その知識経験に基づく意見を述べるのが求められているのであるから、その意見は、会合を設けた行政機関に無視し得ない影響を与えるものであり、行政決定の過程の透明性を確保することにより行政責任を明確にするためには、各有識者がどのような意見を述べたのかを明らかにする必要性は、審議会の場合と異なるものではないと考えられる。政府が「審議会等の整理合理化に関する基本計画」（平成

11年4月27日閣議決定、甲26、乙14)において、この種の会合についても、審議会に準じて「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。」と定めているのも、以上の趣旨によるものと考えられる。(略)

以上のことからすると、一般に懇談会等行政運営上の会合については、議事録の公開が予定されているところ、その内容は、議事録という言葉の持つ一般的な意味及び上記のとおり公開が求められている趣旨からすると、発言者名を明記したものが想定されているというべきである。そして、特段の理由がある場合は、議事録の全部又は一部を非公開とするとされているところ、議事録に発言者名を記載しないとの取扱いをすることは、それが議事の全体に及んでいるときには果たして上記閣議決定において非公開とし得る場合として想定しているものか否かにも疑問がないでもないが、この点をおくとしても、少なくともここでいう一部非公開に該当するのであるから、その取扱いをするには、上記閣議決定の定めにも則り、その理由を明示することが求められているのである。

(略)

本件各検討会の議事録については、司法制度改革審議会における同様に発言者を明示した議事録を公開することが強く求められていたことが明らかであり、検討会の委員らは、そのような要請があることを承知の上でこれに就任したものと理解すべきであるから、検討会がその協議によってこれと異なった取扱いを定めることは、それが許されるか否かにも疑問がある上、仮に許されるとしても、少なくともその点に関する協議内容を公開することにより、上記要請と異なった取扱いをすることの必要性及び正当性を説明することが求められているというべきである。この点からしても、本件各検討会の議事の公開に関する協議は、情報公開法5条1号ただし書イにいう「公にすることが予定されている情報」に該当するというべきである。」

(東京地判平15年12月12日)(司法制度改革推進本部長関係)

検討会の議事内容を録音したテープについて、報道機関の傍聴を認めた会議に係る部分等は、第1号ただし書イに該当するが、一部については該当しないとした答申

「諮問庁は、本検討会の議事録については、検討会において発言者名を記載しない取扱いとする旨を決めたことから、本件対象文書についても公にすることが予定されていない情報に該当すると主張するが、当該検討会の判断によって、本件対象文書が法5条1号ただし書イに該当するか否かが定まるものでないことは言うまでもない。

(略)

また、本検討会の性質は、「審議会等の整理合理化に関する基本的性格について」(平成11年4月27日閣議決定)における「懇談会等行政運営上の会合」に該当するものと考えられ、行政の透明性の確保の観点から審議会等と同様に会議又は議事録を速やかに公開することを原則とする等が要請されている。さらに、国会の附帯決議においても、検討会の運営は、「その経過と内容についてできる限りリアルタイムで公開するよう努め、透明性を確保すること」とされており、公開が強く要請されているものと考えられる。

(略)

本検討会においては、上記1のとおり 及び ~ の部分については報道機関による議事の傍聴を認め、 ~ の部分は報道機関を退席させている。

(略)

上記閣議決定や国会における附帯決議の趣旨を踏まえるならば、傍聴は、報道機関のみに許された特別の便宜を認めたものと解することは適当でなく、むしろ議事整理や会場の都合などの観点から傍聴を報道機関に限らざるを得なかったものと解すべきである。さらに、発言者の氏名や語気・語調や会場の雰囲気を含めて報道を行うことは何ら禁止されていないことから、報道機関の傍聴を認めたということは、会議自体を報道機関を通じて、国民に広く公開していると認めるのが相当である。

したがって、本検討会については、本件対象文書である録音テープのうち 及び ~ の部分は、報道機関の傍聴した会議の状況をそのまま録音したものであることから、この部分は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報が記録されていると認められる。

(略) ~ の部分については、事務局による説明や、会議の開催に伴い定型的に行われる事項などがその内容であり、語気・語調、発言に対する会議の場での反応や言い間違いも含めて記録され、会議の場の微妙な雰囲気が伝えられることや肉声という音声による記録であるという点への配慮が求められる部分とは言い難い。また、行政の透明性の確保の観点から審議会等と同様に会議又は議事録を速やかに公開することを原則とする等が要請されている本検討会の性格から考えると、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものであると認められる。

一方、 ~ の部分は、議事の公開・非公開についての協議の部分である。当該協議は、これから議論される内容をどのように外部に伝達するかという、いわば会議の前に行われる土台のルールづくりとして行われたものであり、報道機関の傍聴を伴わずに行われたものであるとともに、議事録においても協議の内容は明らかにされていないものである。また、本件対象文書は録音テープであり、音声から当該部分の発言者を特定することが可能なものである。

したがって、このような発言の内容までも慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に当たるとは言えず、の部分について、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

(略)

次に、(略) 検討会は特段法律上の根拠のない、司法制度改革推進本部事務局長の私的な諮問機関とされ、メンバーの委嘱に特段の発令行為はないため、メンバーに就任することにより公務員としての身分を取得するものではない。なお、メンバーの中には国立大学教授、裁判官等の国家公務員の身分を有する者も含まれるが、検討会には有識者として参加しているのであって、その発言も公務員の職務遂行の内容としての発言ではなく、有識者としての発言であると認められる。

(略)

よって、当該対象文書のうち 議事の公開の協議の部分(事務局の職員の発言の部分を除く。)については、法5条1号ただし書イ及びハに該当しないため、同号の不開示情報に該当すると認められる。

(審査会答申14-453～457「平成14年1月11日に実施された法曹養成検討会の内容を記録した録音テープの不開示決定に関する件」)

公的な会議での協議員の発言等は「個人に関する情報」に該当しないとした例(再掲)

「(法5条1号の)規定の趣旨は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分は、いわゆるプライバシー権であると解される。したがって、個人の正当な権利とは無関係に、単に「組織体の構成員としての個人の活動に関する情報」も形式的に「個人に関する情報」に含まれると解するのは相当ではなく、関係する組織の役割、目的、内容、構成員と組織の関係、構成員間の人的関係等の諸要素を検討した上で、個人の正当な権利利益の保護の必要性の有無や、個人の私的生活における私的事項についての利益が侵害されるおそれがないかなど、いわゆるプライバシー権の内容についても検討し、その結果、形式的には個人識別情報といえども、個人としての私的領域における私的な権利、正当な権利が害されるおそれがあると評価できない場合は、そもそも「個人に関する情報」として不開示にすべき理由も必要もないというべきである。

(略)(本件行政文書に再編成協議会における個々の発言者ごとに、発言者を特定した上で、発言内容が逐語的に録取されていることについては、)再編成協議会は南愛媛病院の経営移譲問題という公的な問題について、(略)といった地方公共団体の長、医師会長といった行政ないし公的機関を代表する者が協議員として参加して発言しているものであるから、再編成協議会において、どの協議員がいかなる内容の発言をしたかが公になったとしても、協議員のそれぞれの立場から離れた全

くの私的領域に関する事項が公表されることや、私的事項に関する私的利益が侵害されるような事態は想定されない。

また、(略)仮に協議員が、「私的立場からの発言」と断った上で発言したとしても、その発言が、当該協議員が所属するそれぞれの組織の立場を離れ、当然に協議員個人の私的立場からの発言となるとはおよそ考えにくく、その発言が公になることにより、各協議員の私的領域に関する私的利益が侵害されるような事態は想定し得ないというほかない。

(略)再編成協議会における発言内容の中に氏名等の個人識別情報があるとしても、(略)それが明らかになることにより、協議員の正当な利益を侵害するおそれはおよそ認めがたい。

(略)

よって、被告は、本件情報が情報公開法 5 条 1 号本文所定の「個人に関する情報」であると主張するが、本件情報が「個人に関する情報」に該当すると認めることはできない。」

(高松地判平 16 年 4 月 26 日)〔四国厚生支局長関係〕

| 調査対象機関名 | Q5 公務員の氏名の開示 | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------------|--------|------|----|------|-------|------|-------|---|----------------------------------|------------------|-----|------|-----|
| | (1) 開示の範囲 | | | | | | | | | | (2) 「慣行として公…」の根拠 | | | |
| | 課長相当 | 課長補佐相当 | 係長相当 | 係員 | 行二職員 | 非常勤職員 | 賃金職員 | 審議会委員 | 他 | の内容等 | 指針等 | 職員録 | 人事情報 | その他 |
| 検察庁 | | | | | | | | | | 本庁の係長以上の職員及び公 (二)6級以上の職員 | | | | |
| 外務省 | | | | | | | | | | 行(一)6級相当以上の職員は原則開示 | | | | |
| 財務省 | | | | | | | | | | | | | | |
| 国税庁 | | | | | | | | | | | | | | |
| 文部科学省 | | | | | | | | | | | | | | |
| 文化庁 | | | | | | | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央労働委員会 | | | | | | | | | | 厚生労働省職員録に掲載されている者については開示 | | | | |
| 社会保険庁 | | | | | | | | | | | | | | |
| 農林水産省 | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済産業省 | | | | | | | | | | 財務省職員録・経済産業省ハンドブック(職員録)に即して開示 | | | | |
| 特許庁 | | | | | | | | | | 経済産業省ハンドブック(職員録)に掲載されている者については開示 | | | | |
| 国土交通省 | | | | | | | | | | | | | | |
| 気象庁 | | | | | | | | | | | | | | |
| 海上保安庁 | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境省 | | | | | | | | | | | | | | |
| 会計検査院 | | | | | | | | | | については主任は公開していない | | | | |

